

市民後見人の養成に関する取り組み状況

1 令和4年度までの取り組み状況

第4回あま市成年後見制度利用促進協議会において、①本人の課題や状況に見合った候補者を幅広く受任調整し、②成年後見支援の担い手をより多く確保して地域で支えるしくみをつくれるよう、海部圏域で市民後見人の養成を事業化する方針を示した。

その足がかりとして、令和5年2月9日に海部南部権利擁護センター、大治町社会福祉協議会、あま市の三者で打ち合わせを行い、海部圏域の広域で進めていくことに合意したことを報告した。

ただし、この時点では、津島市、愛西市は中核機関及び権利擁護センターが未設置だったため、両者の進捗状況を適宜把握し、タイミングをみて声かけすることとした。

2 令和5年度の取り組み状況

(1) 海部圏域の打ち合わせ

令和5年6月16日に蟹江町、海部南部権利擁護センター、大治町社会福祉協議会、あま市、あま市社会福祉協議会の五者で打ち合わせした。蟹江町は弥富市・蟹江町・飛島村の3市町村の幹事自治体として出席し、大治町は都合により欠席した。

今回以降、各自治体が中核機関等の業務を委託しているにもかかわらず、各自治体職員も含めてそれぞれ中核機関構成員が出席することで、顔の見える関係をつくるとともに、海部圏域全体で合意形成し、スムーズに取り組むことができる体制を整えていくこととした。

この打ち合わせでは、①市民後見人の養成を広域で取り組むことの意味を確認し、②今後の大まかな方向性や予定を検討した。

①については、今回初めて出席した機関も含め、いずれの機関もスケールメリットから広域で市民後見人の養成を進める意思であることを再確認した。なお、津島市と愛西市については、海部圏域で集まって打ち合わせしていることを伝え、今後出席してもらえるよう分担して声かけすることとした。

(2) 津島市・愛西市の動向

津島市は現在、中核機関及び権利擁護センターの立ち上げに向けて取り組んでいる。愛西市は令和5年7月から権利擁護支援センターを開所し、愛西市社会福祉協議会が受託している。

津島市、愛西市、愛西市社会福祉協議会の担当者には、別の会議等で市民後

見人の養成を海部圏域で取り組みたいと伝えてあり、三者とも同じ意向であることを確認した。

3 愛知県の動向

国の第二期成年後見制度利用促進計画には、「都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働」など、都道府県の役割が明記されている。

令和4年度に愛知県主催の成年後見制度に関する委員会（ワーキンググループ）に委員として参加した。この委員会は今後、愛知県として法人後見の担い手の確保や市民後見人の養成の方向性を検討する場である。

本委員会において、愛知県が市民後見人の養成に係る基礎研修を主催して実施する方向で検討することとなった。

4 今後の方向性

現時点で市民後見人の養成に関する今後の方向性を次のとおりとすることで各主体が合意している。

- ①市民後見人の養成の検討会議には、海部圏域内の各自治体や中核機関の職員を漏れなく構成できるようにする。
- ②市民後見人養成事業は令和7年度から実施できるよう、県内外の先行事例の資料を収集し、調査研究する。
- ③担当職員会議のほか、担当課長会議を開催し、組織的に合意形成を図る。会議の開催時期は状況に応じて招集する。
- ④会議運営は各中核機関の輪番制とし、連携・協力して行う。
- ⑤国や愛知県の動向を適宜把握し、海部圏域内で共有する。
- ⑥海部圏域における市民後見人像（基本的な考え方）を整理し、カリキュラム等の事業内容を整理してまとめる。